

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成25年12月20日

規則第65号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(通行障害建築物となる建築物の高さの特例)

第3条 省令第3条の規則で定める場合は、建築物の地盤面が当該建築物の敷地に接する建築物集合地域通過道路等の中心線の路面より低い位置にある場合とする。この場合における省令第4条の規則で定める距離は、政令第4条各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める距離に当該地盤面から当該路面までの高さを加えたものをもって、その距離とする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添えるべき書類)

第4条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有すると知事が認めた者から交付を受けた耐震診断の結果が適切であることを証する書類又はこれに相当するものと知事が認める書類

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書に添えるべき書類)

第5条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有すると知事が認めた者から交付を受けた耐震診断の結果が適切であること及び当該耐震診断に係る建築物の耐震改修の計画が建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に定める基準に適合していることを証する書類その他知事が必要と認める書類とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添えるべき書類)

第6条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有すると知事が認めた者から交付を受けた建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類その他知事が必要と認める書類とする。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有すると知事が認めた者から交付を受けた建築物が建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項及び第25条第2項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成25年国土交通省告示第1062号）に定める基準（以下「平成25年告示基準」という。）に適合していることを証する書類その他知事が必要と認める書類とする。

3 省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添えて法第22条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する書類を添えることを要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添えるべき書類)

第7条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有すると知事が認めた者から交付を受けた区分所有建築物が平成25年告示基準に適合していないことを証する書類その他知事が必要と認める書類とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。